

社会福祉制度等の主な動きとポイント

上記養成講座は、それぞれの資格を志している方々が勉強する際のテキストとして発刊され、今日まで多くの方々に福祉の基礎知識や技術を修得するためにご活用いただいております。

本冊子は、2024（令和6）年度における社会福祉制度等の主な動きのうち、本講座に関連の深い事項をわかりやすく解説したものです。

CONTENTS

I	社会保障・社会福祉一般	1
1	生活困窮者自立支援法等の改正	1
2	住宅セーフティネット法の改正	2
II	障害児・者福祉	3
1	障害児の補装具費支給制度の拡充	3
2	JR 等による精神障害者割引制度の導入	3
III	児童・家庭福祉	4
1	子ども・子育て支援法等の改正	4
2	民法等の改正	6
3	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	6
4	こども性暴力防止法の制定	7
5	児童自立生活援助事業に関する改正	7
6	一時保護施設の設備及び運営に関する基準の制定	8
7	児童福祉施設および家庭的保育事業等設備運営基準の一部改正	8
IV	高齢者福祉・介護保険	9
1	介護療養型医療施設の廃止	9
2	介護保険法施行規則等の一部改正	9
3	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入	10
4	地域支援事業実施要綱の改正	10
5	認知症施策推進基本計画の策定	11
6	アルツハイマー病の治療薬「ドナネマブ」の承認	11
7	「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」の公表	11

V	雇用	12
1	雇用保険法等の改正	12
2	育児・介護休業法の改正	13
VI	その他	15
1	第14次地方分権一括法の公布	15
2	技能実習制度の見直し	15
3	介護福祉士国家試験の実技試験の廃止	15
4	繊維製品の洗濯表示に関するJISの改正	16

I 社会保障・社会福祉一般

1 生活困窮者自立支援法等の改正

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立のさらなる促進を図るため、2024（令和6）年4月24日に「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が公布された。改正の主な内容は以下のとおりである（2025（令和7）年4月1日施行。ただし、(2)②は公布日、(2)①は2024（令和6）年10月1日から施行され、(2)②は2024（令和6）年1月1日から遡及適用される）。

(1) 居住支援の強化のための措置（生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法）

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）。
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

(2) 子どもの貧困への対応のための措置（生活保護法）

- ① 生活保護世帯の子どもおよび保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

(3) 支援関係機関の連携強化等の措置（生活困窮者自立支援法、生活保護法）

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引き上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など）を図る。